

生産緑地制度を 導入します！



写真出典：国土交通省ホームページ

近年の頻発・激甚化する水災害に対応するため、雨水の流出抑制の観点から、農地が持つ多面的機能（雨水貯留機能等）の保持にご協力いただける農地を生産緑地地区に指定し、税制面で支援します。

1. 生産緑地制度とは

良好な都市環境を形成することを目的として、都市計画に生産緑地地区を定め、市街化区域内の農地等を計画的に保全する制度です。生産緑地地区に指定されると、30年間農地等としての管理義務が発生します。本制度については、農地所有者が他の営農者に貸借を行う場合においても適用できます。

(固定資産税等軽減措置の概要)

- メリット**
- 固定資産税等の軽減措置
- デメリット**
- 建築物の建築等の制限

		課税
市街化区域内農地		宅地並評価に基づく農地に準じた課税
	生産緑地地区	↓
市街化調整区域内農地		農地評価に基づく農地課税

2. 指定要件

※①～⑨の全ての要件を満たす必要があります。

面積

① 一団の農地等で、1地区あたり500㎡以上であること

営農

② 農業従事者の年齢が60歳未満（60歳以上の場合は後継者が必要等）であること

③ 経営耕地の総面積が3,000㎡（30アール）以上であること

④ 農業以外の事業等も含めた収入（農業収入等）が50万円以上であること

地区等

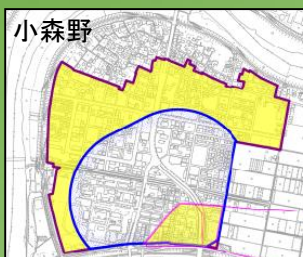
⑤ 市街化区域内にあり、現に営農している良好な農地であること

⑥ 久留米市立地適正化計画に定める居住誘導区域外かつ浸水実績のある流域内で市が指定する区域内であること（裏面对象区域図参照）

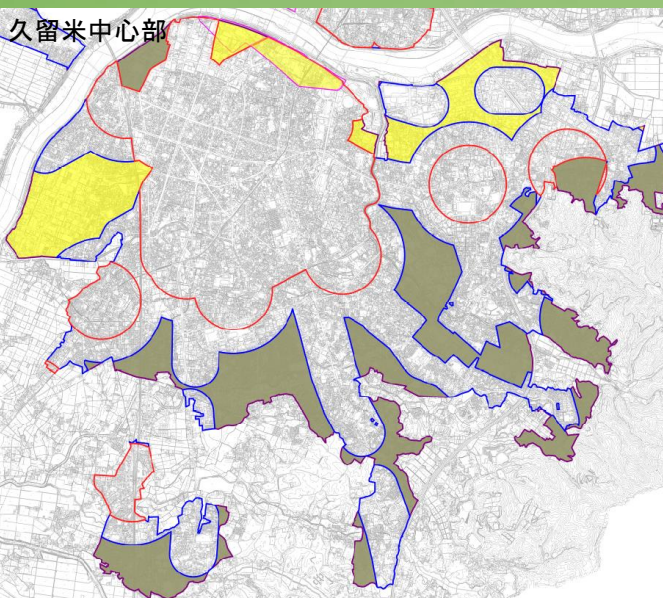
⑦ 緑地機能の確保、施設園芸等で、都市環境の向上について効果が期待できること

⑧ 災害時における復旧資材置場等の防災農地としての使用に協力すること

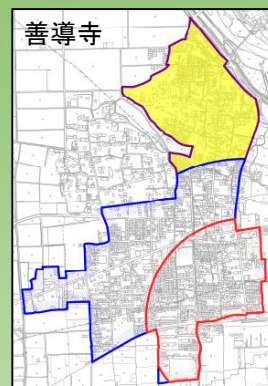
⑨ 登記上の地目が農地（田・畑）であること



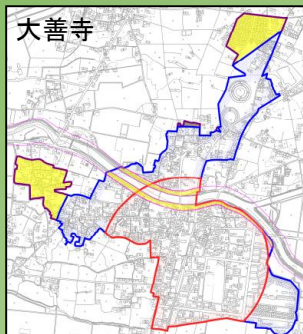
小森野



久留米中心部



善導寺

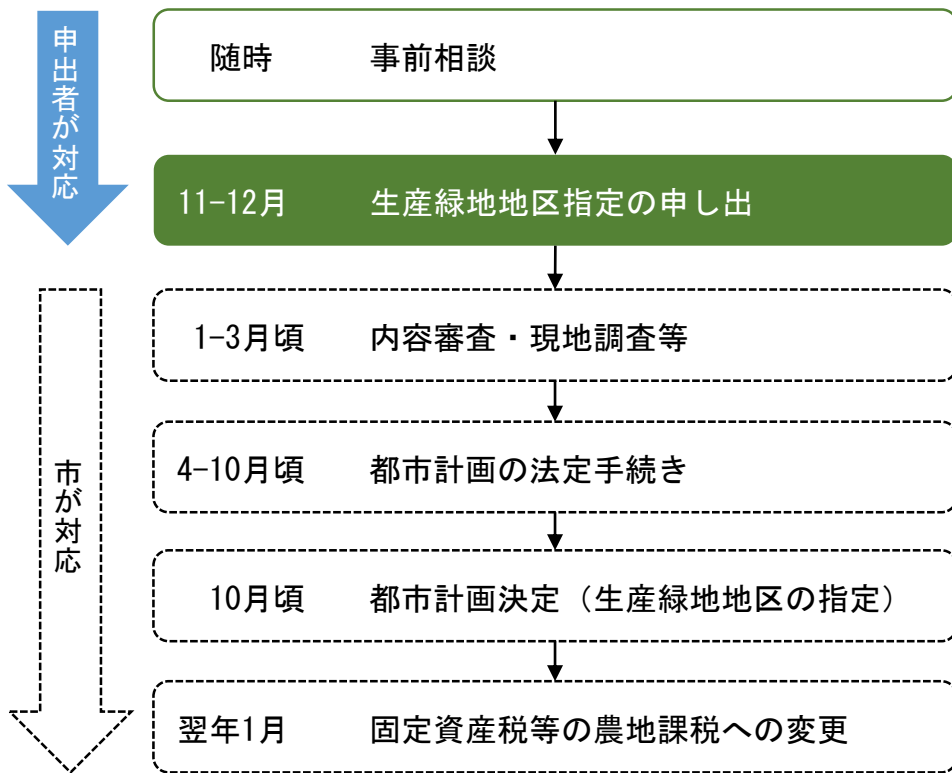


大善寺

※ 図中の黄色に着色された区域内の農地等が対象となります。

3. 指定までの流れ

※ 生産緑地は指定後30年経過、または主たる従事者の死亡等以外は、原則解除できません。



久留米市イメージキャラクター

くるっば

注意事項

- ・ 農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画の法定手続きを経て指定します。
- ・ 指定に際しては関係権利者全員の同意が必要です。
- ・ 行政が農業振興を目的とした財政支援や環境整備等を行うものではありません。
- ・ 指定要件の詳細については下記相談窓口にご相談ください。
- ・ 全ての指定要件を満たしても、審査の結果、生産緑地地区に指定できない場合があります。

<相談窓口>

久留米市 都市建設部 都市計画課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

Tel: 0942-30-9083 / Fax: 0942-30-9714

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9097toshikei/index.html>

